

老人デイサービスセンターなのはな運営規程

(第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA))

(事業の目的)

第1条 医療法人光慈会 老人デイサービスセンターなのはな(以下「事業所」という。)が行う指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要支援状態(第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA))の方にその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、サービスA)の事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

① 名称 老人デイサービスセンターなのはな

② 所在地 愛知県刈谷市原崎町2丁目 408-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 員	員 数	業 務 内 容
管理者	1名	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
看護職員	1名以上	利用者に対して必要な看護及び支援を行う。
生活相談員	1名以上	利用者が適切なサービス提供を受けられる様に相談及び支援を行う。
機能訓練指導員	1名以上	利用者に対して必要な機能訓練及び支援を行う。
介護職員	4.3名以上(常勤換算)	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時45分から午後5時15分までとする。
- ③ サービス提供時間 概ね午前9時00分～午後4時15分とする。(時間枠指定はないが通所介護同様程度の提供時間とする)
(通所型サービスA) 午後 1時30分～午後 3時30分とする。

(指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の利用定員)

第6条 指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の事業の利用定員は次のとおりとする。

- ① 30名(指定通所介護及び刈谷市通所介護相当サービス)
- ② 5名(通所型サービスA)

(指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の事業の内容及び利用料等)

第7条 指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の事業の内容は次のとおりとし、指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上又は刈谷市長の定める額とし、当該指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上又は刈谷市長の定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴、特別浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ(介護予防)
※通所型サービスAは、上記①及び②の提供は行わない。

2 食材費は、昼食770円を徴収する。(おやつ代含む)

※通所型サービスAは、おやつ110円を徴収する

3 おむつ代は、紙パット：40円(小・大とも40円)

紙パンツ・紙オムツ：150円(※1枚分) 処理代：無し

4 営業時間外に利用した場合の延長料金は、1時間につき1,000円を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、指定第1号通所事業(刈谷市通所介護相当サービス、通所型サービスA)の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、刈谷市全域区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第10条 1 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - ② 共有の事業所の設備・器具等は他の迷惑にならないように利用する。
 - ③ 時間に遅れた場合には、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

- 第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(身体の拘束等)

- 第12条 1 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 1 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人光慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成28年4月1日からとする。
- この規程は、平成28年7月1日からとする。
- この規程は、平成29年4月1日からとする。
- この規程は、平成29年8月1日からとする。
- この規程は、平成30年4月1日からとする。
- この規程は、令和 1年6月1日からとする。
- この規程は、令和 1年10月1日からとする。
- この規程は、令和 2年2月1日からとする。
- この規程は、令和 2年6月1日からとする。
- この規程は、令和 3年6月1日からとする。
- この規定は、令和 3年10月1日からとする。
- この規定は、令和 5年3月1日からとする。
- この規定は、令和 6年4月1日からとする。